

フィリッピンにおける

ナシヨナリズムと華僑

瀧川 勉

は、公式には小売業国民化法案 (Philippine Retail Nationalisation Bill) と呼ばれるもので、その施行の見透しは今日きわめて濃厚であるといわれている。同法案の内容は概略つぎのごとくである。

(1) フィリッピンの市民にあらざるもの、およびフィリッピンの市民がその資本の全額を所有しない一切の商会・会社は、直接・間接のいかんを問わず、小売業に従事することはできない。

(2) 現在営業しているものについては、個人の場合には死亡あるいは自発的な隠退まで、商会や会社の場合には一〇年間、政府の許可をうけて営業を続けることができる。

(3) ただし、右の場合でも、国民化、経済統制、度量衡、労働に関する法律の各条項、および貿易、商業、工業に関するその他の法律に違反した場合にはいつでも、許可を取消すことができる。

(4) 小売業従事の許可は、適時政府によつて更新されなければならない。

フィリッピンにおいて小売業に従事している外国人の圧倒的多数は華僑であるから、この法案の直接意図するものが国内小売業の面から華僑をしめ出そうとするものであることはいうまでもない。(2)の規定からすれば、現在小売業に従事している華僑につい

ては相当期間フィリッピン政府の保護が与えられるようにみうけられる。しかし、③にみられるような曖昧な規定や、④の許可期間更新の規定があるかぎり、政府はいつでも意のままに強権を発動するきつかけを作ることができ、それによつて随時華僑を小売業からしめ出す可能性を保留することができ得るであらう。この法案の施行は、明らかにフィリッピン在住の華僑の生活に甚大な脅威を与えるものであり、最近では南米および香港への華僑資本の逃避と、それによるペソ価値の下落が報ぜられている。このような事態に対処して、台湾の国民党政府はフィリッピン政府に対して抗議を申込んだが、それはかえつてフィリッピンへの内政干渉として、同国民の憤激を喚起するのに役立つたといわれている。しかればこの小売業国民化法案は一体いかなる背景の下に用意されたのであらうか。以下いささか問題の所在について考察を加えてみたいと思う。

フィリッピンに在住する華僑の数は、一九五〇年一月現在で約一八万人と推定されるが、かれらの大部分はマニラその他の都市地域に居住し、主として小売業、その他の中間取引業に従事している。一九四八年のフィリッピンの小売業販売総額は一〇億八千二百万ペソであつたが、そのうちフィリッピン人によるものは四億六千七百万ペソで、総額の四三%にすぎず、総額の二七%に当る二億九千五百万ペソは華僑によるものであつた。^(註)ところで小売

店の数の点では、フィリッピン人は総数約一三万の八八%を占める反面、華僑はわずかに九%を占めるにすぎなかつた。この一割足らずの店舗しかもたない華僑が、フィリッピンの小売業販売総額の三割近くを扱っているという事実のうちに、華僑がフィリッピン人小売業者に比べていかにより多くの資本を動員しうるか、さらにかれらがいかに組織的、機動的に活躍しているかを認めることができるであらう(一店舗当りの資産額は、フィリッピン人小売業者の一、八七五ペソに対して、華僑は七、七一〇ペソである)。かれらの多くは卸売業者を兼ねるばかりでなく、輸入業者をも兼ねることをもつて特徴としている。コンラッド・ベニテスはかつて、マニラの華僑はフィリッピンの「ほとんどあらゆる小売業を一手」に独占してしまつた(東亞研究所訳『比律賓史』下巻、四五頁)と述べたが、かれらは今日すでに独占というには値しないまでも、なお支配的な勢力をもっていることは確かである。

(註) これらの数字は「Census of the Philippines: 1948, *Economic Census Report*, Vol. IV, Chap. III, 1953.」による。この販売総額のうちの二九%は、小売業に従事している商会や会社によるものであるが、国籍別の分類がなされていない。また一九四八年の商業センサスは郵便による回答を集計したものであり、小売業者で同時に卸売業者や輸出入業者を兼ねるものを、小売業者として扱っていないという欠陥が

ある。これらの点を考慮すると、華僑の小売業販売総額中に占める比重はさらに高まつてくるものと思われる。

フィリッピン人の国民経済の発展に商業の統制は密接な関連をもつてゐる。商人利潤をいかに抑制するか、蓄積された商人資本をいかに産業資本化するかは、後進国の工業化が成功するかどうかの一つの鍵を提供するものであらう。しかしこの商人資本の多くが外国人の手中に掌握されているかぎり、政府の意図が容易に貫徹されえないことは明らかである。フィリッピン政府は国内商業の国民化をはかるために、これまでたえざる努力を払つてきたが、その努力の成果は一九一八年から五三年にかけてフィリッピン人の小売業販売総額中に占める比率が僅々一〇%程度から四三%にも増大した事実のうちにかがうことができる(もつともこの増大した比率のうちには華僑やその他の外国人でフィリッピン人の国籍を取得したものの数が相当程度含まれているはずであるから、この点割引して考えねばならないであらう)。しかし、フィリッピン人小売業者は、今日なお華僑に比べて資本金・組織・経験という点で多くのハンディキャップを負うてゐる。

政府による小売業国民化の責任担当機関は通商局(Bureau of Commerce)であつた。同局は一方において消費者協同組合の結成を奨励するとともに、小売業者の組織化と販売協同組合の結成

に努力を集中してきた。その考え方は消費者と小売業者を組織的に直結せしめることによつて、華僑商人の介入する余地を排除しようとするにあつた。政府はフィリッピン人の小売商に対する統一的な商品卸売機関として、一九四〇年、通商局の管轄下に全国商業公社(National Trading Corporation)を設立した。同公社は商品担保金融をも兼ね行ふものであつたが、その機能は現在価格安定公社(Price Stabilization Corporation: PRISCO)にひきつがれてゐる。これと並行して、通商局と全国協同組合管理局(National Cooperative Administration)は消費者協同組合の結成に努めているが、この運動は政府機関や会社、学校等の機関から、漸進的に推し進められようとしてゐる。

最近、フィリッピンの議會では小売業の面における華僑の役割はもはや不必要であり、小売業を全面的に国民化する時期がいまや到来したと一般に信じられてゐる、という。小売業国民化法案の作成は、かかる空気を反映したものと思われる。小売業国民化の目的とされているものは、(1)国民経済の保護と民族の世襲財産の維持、(2)緊密に組織化された外国人業者との激甚なる競争の排除、(3)外国人の小売業支配による国民経済の危機、経済生活の破壊・麻痺を未然に防ぐことの三点である。

二

この小売業国民化の措置と関連して、最近米穀取引の面においても華僑の勢力をいかにして削減するかの問題が生じている。華僑はフィリッピンの米穀集荷・販売の面において支配的な地位を占めているが、昨年度の一時的な米穀供給過剰によつてその問題点がはしくも表面化するに至つた。

戦後、フィリッピンは恒常的に米穀の供給不足に悩まされてきたが、一九五二・五三年度に穀米の生産量は七、一五〇万カバン（一カバンは約四四キロ）に達し、ついに国内総需要量六、九七〇万カバンをわずかながら凌駕するに至つた。もちろん、これでフィリッピンの食糧問題が完全に解決されたというわけではない。同国は同期間に二六・七万トンにおよぶ小麦（小麦粉を含む）を輸入しているから、それはいわば相対的過剰生産であつたといふことができる。この昨年度の米穀の相対的過剰生産によつて、政府は米価の低落を阻止するために多大の努力を払ふ必要が生じた。米価の安定をはかるためには、政府が相当量の米を統制しうることがまず前提として必要である。ところで、最近米穀取引制度に関与するに至つた農業貸付・協同組合信用局（Agricultural Credit and Cooperative Financing Administration: ACCFA）は、元来協同組合の育成・助長を目的として生れたものであるから、資金の不足ばかりでなく貯蔵施設（倉庫）の不足に直面するに至つたことはいうまでもない。ACCFAの計画は、

協同組合に立脚するものであるが、その場合組合員たる農民は、協同組合の倉庫に穀米を預け入れることによつて市価の八割に相当する貸付を受け、残りの二割は穀米の売却が実際に終つたときに支払われるという仕組みになつてゐる。このような仕組みによつて、これまで全国米・とうもろこし公社（NARIIC）によつて行われてきた米穀の政府買上げは廃止されるに至つたのである。このACCFAの計画が円滑に実施されるためには、農民から受取つた米穀の貯蔵を目的とする倉庫が、協同組合やACCFAの下に充分に準備されていることが前提でなければならない。しかるにNARIICの所有する倉庫は全国でわずかに四四、保税倉庫は一一という現状にすぎない。米穀販売計画が完全に実施されるためには、島嶼全体にわたつて政府倉庫の増設が必要である。主要米作地帯については、すくなくとも一町村一協同組合倉庫が望ましいであらう。

（註）一九五二年八月、法律第八二一号にもとづいて成立。その目的は、(1)小農民による協同組合の結成促進、(2)協同組合に対する信用便益の擴大、(3)生産者自身によつて統制される組織的販売制度の確立、(4)農業の経済的地位の向上である。
(Central Bank of the Philippines: *Fourth Annual Report* 1952, Manila, 1953. pp. 306-314.)

これと関連して現在政府が対策に腐心している重要な問題は、

大部分の地域において、とくにフィリッピン穀倉地帯の中心地ヌエバ・エシハ州において、收穫された穀米の大部分が精米業者の手に渡つてしまふという事実である。フィリッピンの小農民の多くは、経済的逼迫と貯蔵施設を持たない關係から、收穫後直ちに穀米を製米所に買取するのを通例としている。精米所の多くは倉庫を所有することによつて、さらにしばしば小農民に收穫米を担保とした資金前貸を行うことによつて、農村地域の穀米の集荷に牢固たる勢力をもっている。これら精米業者のほとんど大部分は華僑であり、かれらのうちにはこれによつて産をなすものが多かつた。政府所有の精米所が多数に存在すれば問題はない。しかし、この場合にも倉庫の場合と同様、島嶼全体に約七、三〇〇の私的精米所がある反面、NARICの所有するものはわずかに七七にすぎないのである。したがつて、AUCFAが穀米の販売において中間業者の搾取から農民を解放し、政府の販売計画にしたがつて穀米を正規のルートに乗せようと欲するならば、精米所の増設とそれに対する支配の拡大が不可欠となつてくるであらう。

問題の所在をより明瞭ならしめるために数量的な説明を加えよう。精米して消費者需要のために貯蔵しなければならない穀米の総量はおよそ六、六五〇万カバンとされるが、米穀委員会はこの国内消費量のうち約三〇%が正規の取引ルートに乗るもので、残りの四、六五〇万カバンは地方の小規模倉庫や小生産者の手元に

保留され地場消費に当てられるものと推定している。しかるに、米穀の価格安定を直接の目的として一九三六年設立されたNARICの倉庫収容能力はわずかに三一〇万カバン、すなわち、商業的目的のために貯蔵および倉庫保管を必要とする二千万カバン全体の一五・五%にすぎない。このことから、一九五三―五四年度には一、六九〇万カバンという莫大な量の米が私的な取引ルートを通じて、すなわち精米業者やその他の中間業者（大部分華僑）の手を通じて動いたことが分るのである。

米価の安定が達成されるためには、やはり政府によつて米穀流通機構が新しく整備され、確立されなければならないが、現在のように政府が市場流通米のわずかに一五%程度しか取扱ひえない段階では、とうていこのことは不可能である。現在、フィリッピン政府がこの目的を達成するために採用しようとしている一つの方法は、米穀取引専門の政府機関の設立である。この機関は現在米穀の販売計画についてAUCFAが行つてゐる機能をひきつくと同時に、政府が米穀販売協同組合を通じて米穀取引を促進しようとする場合に不可欠となつてくる精米所や貯蔵倉庫を増設することによつて、政府の計画を間接に援助するものでなければならぬといわれる。詳細な点については不明であるが、もし、このような機能をもつた機関が設立されて完全な運営が行われるならば、華僑商人の米穀取引面における活動範圍は著しく狭められ、

その勢力は削減されざるをえないであろう。これまで政府はたえずフィリッピン人の商人を法律によつて保護しようと努めてきた。たとえば、一九五二年二月の「外国人雇傭制限法」、同年六月の「外商活動制限に関する政令」(いずれも米国人を除く)がそれである。しかし、フィリッピン人の地方商人の多くはこれに無関心であり、わずかな景気変動によつて容易に没落させられるのが常であつた。フィリッピンの零細な米穀小売業者をして華僑商人と対等な立場で競争せしめるためには、一片の法令を公布するよりも信用の便益を増大する方がはるかに勝つてゐる。華僑商人は網の目のように密接な連携を保つことによつて、巨額の資本を容易に動かすことができる反面、かれらは組織の面でも資本の面でもきわめて劣悪な立場に置かれてゐるからである。信用便益の改善とともに、小売業者の組織化(協同組合化)がそれに並行して必要なことは、もはや多言を用いるまでもなからう。

米穀の無秩序な取引と販売は、激烈な競争と地域間の需給の不均衡を生み出し、それは究極において華僑商人による販売市場の独占的支配を結果する。これに対するフィリッピン政府の対策は、これまでに述べたA.C.C.F.A.のバック・アップする米穀販売計画に代表されるが、その中核をなすものはフィリッピン小売業者の協同組合化と、それにもとづく米穀販・購買の実施、および政府の協同組合に対する財政的援助に要約される。もし政府が米

穀流通機構の確立に成功し、それによつて米価の安定と中間経費の合理化、および米穀需給の地域的不均衡の解消が可能となるならば、フィリッピンの米穀問題の大半は解決されたものといわれる。しかしながら、フィリッピンの国家財政面にはたしてこれだけの計画を完全になしうるだけの余裕があるかどうか、さらにまたフィリッピンの個々の業者が米穀流通面の国民化に真に積極的な関心を示すかどうかは、また別問題としなければならぬ。

三

一九五〇年にフィリッピン・ Herald 紙(政府系)は、華僑のフィリッピン経済に対する貢献を賞讃して一〇頁にもおよぶ追加特輯を試みたが、その際同紙編輯長 P・H・ヴィヴァールは杜説のなかでフィリッピン業者はきわめて多くを華僑に学ばねばならないと強調した。(Far Eastern Economic Review, June 15, 1950, p. 760.)

以来四年、小売業国民化法案に代表される一連の国民化法案の上程によつて、さらにまた米穀流通面における国民化計画によつて、華僑をフィリッピン経済からしめ出そうとする、この情勢の逆転は一体なにを意味するものであらうか。

昨年一一月の総選挙をもつて政権は自由党(Liberal Party)からナショナリスタ(Nationalista Party)の手に移り、八年間におよぶ自由党の政策はここに終止符を打たれた。この政権の変転

をもつて、人あるいはこの最近の華僑に対する政策転換の契機として説明するかもしれない。たしかにナシヨナリスタはそれなりに民族主義的な傾向をもっている。だがナシヨナリスタと自由党との性格のあいだには本質的な相異は考えられない。そのことは両党成立の経緯からも、総選挙における両党の選挙綱領に基本的な相異の認められないことから（*Foreign Affairs Reports*, July, 1953, pp. 90-96.）また今日のフィリップン政界の情勢（註）からもこれを知ることができる。われわれは最近の華僑対策転換の意義をむしろつぎのような情勢との関連のうちに求めることができると思う。

（註）一九五四年三月二五日付フアー・イースタン・エコノミックス・レビュー誌は、その論説のなかで最近自由党は分解の傾向を進めており、それと同時に二政党合併の機運は高まりつつあるから、近い将来フィリップンには一政党のみしか存在しなくなるのではないかと予測している。

（イ）ナシヨナリスタが自由党から政権を受けついだとき、フィリップンは一九五〇年を頂点する国家財政面・経済面の危機を米国の二億五千万ドルにおよぶ龐大な援助費によつて辛うじて破綻から免かれたところであり、財政の健全化と経済の安定はナシヨナリスタに課せられた当面の急務であつた。それと同時にナシヨナリスタ政権の公約せる最大の課題は、一九四六年に独立を与えら

れて以来、いまだに達せられない植民地経済から国民経済への移行の達成であり、工業化、ベル通商法の改訂、土地改革の実現は、ナシヨナリスタの政権確立の試金石とされるものであつた。自由党政権の非能率と腐敗・墮落はその極に達していただけに（一九五〇年のベル報告は、米国すらこれを見放したことを示している）、国民のナシヨナリスタに対する期待はきはめて大きかつた。しかるに、ベル通商法の改訂一つをとつてみても、これはフィリップンの現政権にとつて容易ならざる問題である（拙稿「ベル通商法のフィリップン経済に及ぼす影響」「農業総合研究」八巻一号参照）。新政権はこれらの問題に加うるに、いまや多大の諸困難に直面するに至っている。とくに失業の増大は新政権に對する期待を次第に失わせるものである。フィリップンの総人口は現在約二、一〇〇万人、労働力人口は約八〇〇万人であるが、そのうち半数の約四〇〇万人が失業状態にあると推定され、社会不安の主な一因となつている。フィリップンは年平均二％という東南アジアでも有数の人口増加率をもっているから、今後雇傭問題はさらに重大化するであらう。

また政府が開発計画の対象として最大の努力を払っているのは南部ミンダナオ島であるが、ここでは少数回教徒モロス（約七〇万といわれ、スペインにもつとも頑強に抵抗した歴史をもつている）がキリスト教マレー族（フィリップン人の九五％を占める）

の統治に抵抗し、自治と土地所有権を要求して不穏な形勢にある。しばしば紛争が生じているにもかかわらず、中央政府はこの政治問題を解決することができない。しかし、現政権がこの問題を解決してミンダナオ島に行政権を確立しえないかぎり、政策の重心である開発計画も、移民・開墾による農業・人口問題の解決も失敗に終らざるをえないであろう。

(2) この少数種族の問題と関連して、フィリッピン最大の国内不安の要因は、中央ルソンを中心とする農民運動の展開である。この運動の核心は小作農階級を結集せるフクバラハップ (Hukbalar hap) であり、その勢力は一時は中央ルソンからバナイ島、ピサヤン島、およびミンダナオ島にまで拡大したが、キリノ前政権の

武力的鎮圧によって、今日その勢力は著しく削減せしめられるに至つた。しかしながら、農民運動の根因がフィリッピン小農民の経済的貧困とそれをもたらした半封建的な土地制度の重圧にあるかぎり、土地制度の変革なくして農民問題は完全に解決されたとはいえない。今日、農民不安がいぜんとしてルソン農村社会のおそるべき底流として残っていることはたしかである (Eastern

World, August, 1953, p. 12.)。フクバラハップは全国農民同盟 (PKM) との提携を押し進め、さらに労働者階級にも滲透することによつて、フィリッピンにおける下からのナショナリズムの代表勢力ともなりつつある。これに対する政府の対策はいぜんと

して土地改革を回避するものであり、最近ではますます未墾地 (とくにミンダナオ島) の開墾、植民政策に重点を移しつつあるが (Far Eastern Survey, July 1953, p. 93)。(今日同島の開発計画がモロスの反抗等によつて支障を来していることはすでに述べたところである。このフクバラハップに代表される国内不安は国防費増大の一因であつたが、なお一九五三・五四年度にもそれは予算総額の四分の一を占めた。このフクバラハップの根強い活動に対して、フィリッピン政府がこれまでしばしばマニラ在住の華僑こそその重要な財政源であると強調してきたことは、注目すべきである (Far Eastern Economic Review, Oct. 11, 1951, p. 452; March 6, 1952, pp. 301-302.)。

(3) 一方、一九五〇年の経済危機と朝鮮事変の勃発を契機として、フィリッピンと米国の経済的・軍事的関係は著しく強化された。同年一月、ベル勸告の受諾を条件として五カ年間に二億五千万ドルにおよぶ借款が協定され、それとともに五年四月、ECA (今日その活動はMSAからFOAにひき継がれ、著しく軍事的性格を強めつつある) はフィリッピンの内政諸般のテコ入れを行うために「米比共同計画」を押し進めるに至つた。同時に米国側の監督機関として「技術および経済特別派遣団」(STEM) が、これに対応するフィリッピン側の援助要請および計画実施機関としての「合衆国援助に対するフィリッピン委員会」(PH

ILCUSA)が設置され、中央銀行には新たに「見返資金特別勘定」が設けられた。このようにフィリッピン政府は、政治・経済・財政面の全般にわたつて米国の大巾な統制をうけるに至つてゐるが、これらの事態が「相互安全保障法」にもとづく軍事的計画の推進を基調とするものであることはいうまでもなからう。今日、フィリッピンは米国のアジアにおける「集団防衛計画」実現のための前哨基地としての役割を果しつつあり、「PATO」(太平洋条約機構)、近くは「SEATO」(東南アジア条約機構)の結成と関連して、国際政治の表舞台に立つてゐる。

以上の諸情勢の変化を背景とする最近の華僑政策転換の意義は、もはや論ずるまでもなく明らかであらう。すなわち、内政面の諸困難の激化に逢着しつつも、アジア集団防衛の前面に押し出されつつあるフィリッピンにとつて、華僑はまさに下からもり上りつつあるナショナルイズムの矛先を擬するに恰好の対象である。東南アジアの少数民族「華僑」は植民地経済体制そのものの副産物であるにもかかわらず、現地のナショナルイズムの発展過程におつて、「一再ならず」^{スケープゴート}「贖罪羊」としての役割を負わされてきた(Erich H. Jacoby, *Agrarian Unrest in Southeast Asia*, 1949, p. 24. にはこの関連についですべれて洞察的な考えが述べられてゐる)。フィリッピンの華僑といえども、けつしてこの運命をま

ぬかれるものではない(結果的にみれば、対日賠償の問題もまた同様の意義をもつてはなからうか)。フィリッピンにおけるナショナルイズムの運動が *tanatic* なものになるか否かは、今後の情勢の推移と労働者・農民の意識的成長の程度によつて左右されるところが大きいであらう。(一九五四・八・一八)